

## 養護教員部交渉議事録

1. 日 時：令和元年 11 月 25 日（月） 16：30～17：15
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
  - （市）健康教育課学校保健係長，教科指導課担当課長、教職員課長，教職員課労務制度係長、他 1 名
  - （組合）副執行委員長、書記長、他 4 名
4. 議 題：2019 年要求書に関する対市交渉（養護教員部）
5. 発言内容：
  - （組）本日はお忙しい中、神戸教組養護教員部対市交渉のお時間を設定していただきありがとうございます。神戸教組書記長〇〇です。いつもお世話になっております。早速ですが、健康教育課との時間ということで、発言させていただきたいと思いますので、よろしく願います。
  - （市）すみません、ちょっとお詫びだけ。健康教育課長の〇〇がちょっと公務で出てしまいましたので、すみません、〇〇だけが出席になって申しわけございません。
  - （組）養護教員部長の〇〇と申します。〇〇小学校です。よろしく願います。
  - （市）はい、よろしく願います。
  - （組）私のほうからは、検診器具消毒の業者委託についてお話をさせていただきます。養護教諭の多忙化解消に向けて、検診器具消毒の業者委託全校導入について発言します。現在、神戸市では、児童生徒 1,100 人以上の学校では、検診器具消毒が業者委託されております。業者委託になった学校からは、安全に検診が行えるようになったことや、検診前後の準備が、時間短縮されたことで、児童にかかわる時間やほかの業務にかかる時間がふえて、喜びの声を聞いております。また、それ以外の学校には、順次、オートクレーブが導入されています。オートクレーブ導入については、これまでの煮沸消毒に比べると、安全性、衛生面でも大きく改善されており、大変感謝しております。しかしながら、オートクレーブでは、1 回に滅菌できる量が限られており、検診によっては時間がかかり過ぎるという声も聞いています。特に耳鼻科検診に使用する鼻鏡は、器具が大きく、カストに入る量が 30 程度で量が限られています。耳鼻科検診の鼻鏡がこのような大きさのものなのですけれども、カストに 1 クラス分が入らないため、1 学年 5 クラスとして、2 学年検診した場合、カストに入り切らなかった 300 個ほどの器具は、水洗い後、消毒盆に入れた状態で、滅菌終了後まで置いておかなければなりません。カストを校費で購入している学校もあるようで、その場合は、残りの器具をカストに入れて、滅菌終了後、次のカストを入れて回しているようです。それでも、800 人以上の規模だとかなりの時間が必要となります。このような実状から、耳鼻科検診は煮沸消毒のみで行っていたり、オートクレーブと煮沸消毒を併用したりしている学校が多いようです。もちろん、全く活用できないわけではなく、小規模から中規模校では、ありがたいという声も聞いております。学校

によっては、中規模校でも、校医の先生の御都合で、1日に行う児童数が少ない場合もあり、その場合はとても助かっているようです。このようなことから、学校現場でのオートクレーブの使用には限界があり、子供の安全・安心を考えれば、業者委託にまさるものはありません。

政令指定都市の多くは、児童生徒の人数にかかわらず、検診器具の業者委託を行っていることを3年前よりお話しさせていただいております。今年度は、さらに委託が始まった都市がふえており驚いております。兵庫県内でも、明石市、宝塚市、芦屋市、加古川市など、近隣の市では全校導入されています。神戸市では、現在、業者委託の基準は児童生徒数 1,100 以上となっておりますが、この基準を少しずつでも下げたいです。

神戸と同じ時期に大規模校から導入が開始された千葉では、今年度より全校導入となっています。いきなり全ての検診を業者委託とするのはなかなか難しいと思いますが、他都市のように、大規模プラス就学時健診のみの全校導入や、大規模プラス先ほどもお見せしました、鼻鏡が大変なので、耳鼻科検診のみの全校導入という方法も考えていただければありがたいです。

業者委託によって、養護教諭が児童とかかわる時間がふえ、よりよい学校運営ができるとともに、このことが養護教諭の多忙化解消にもつながると考えております。どうぞよろしく願いいたします。

(組) 続きます。

〇〇小学校の〇〇です。私からは、就学時健診についてお話をさせていただきます。就学時健診については、毎年その方法について検討していただきありがとうございます。今年度は、予防接種勧奨チラシが直接保護者のもとに送付されたと聞いております。学校現場の状況を考えくださり、保健所とも話し合いをしていただいていることを感じ、感謝しております。

さて、学校現場で就学時健診を実施するに当たり、問題点が大きく2点あります。1つは、子供たちの授業時数の確保についてです。当日はどこの小学校も在校生の児童の学習時間を早く切り上げて行っています。今後、学習指導要領の改訂に伴い、授業時数の確保がさらに厳しくなることもあり、学校で行うことの限界を感じています。また、インフルエンザなどの学級閉鎖の可能性もあり、現在でも時数が足りているかどうか確認をしっかりとしない状態です。そのような中で、就学時健診を学校で行うということは大変負担となっております。

2点目は、健診に当たる教職員の確保が問題となっております。その日は出張に行くことがないように事前に周知したり、校外学習などが重ならないようにしたり、また、授業科目を調整して、専科の授業を外し、専科教員が実施者として動けるようにしたりしています。また、教職員は、実施に当たるメンバーが年ごとに変わることが多く、今年初めて実施者になるという者も少なくありません。そのため、時間を割いて、事前の打ち合わせを密にする必要が出てきます。

このような学校の実状は、以前から対市交渉の場でお伝えしてきました。学校保健安

全法の第11条に定められたように、就学時健診は市町村の教育委員会により行わなければならないとなっています。例えば、神戸市の保健福祉局が行っている乳幼児健診は入札による外注で行っていると聞きました。また、他都市では、同じ中学校区で同日に同じ場所で健診を実施しているところもあると聞いています。数校が集まって健診を実施することは、教職員確保の問題点を改善することにつながるのではないのでしょうか。

教育相談については、各校で期間を設けることで十分解決できることだと思います。学校現場の実状もお諮りいただき、現在のような学校で行う方法について検討していただくよう要望します。また、従来どおり学校で行うということであれば、受付に人員を配置するのと、就学時健診にかかる人手不足解消について、お力添えいただきたい次第です。よろしく願いいたします。

(組) 続いてお願いします。

(組) はい。〇〇小学校の〇〇です。私からは、学校における集団フッ化物洗口についてお話しさせていただきます。

まず、歯科医師会は、フッ化物洗口一人当たり1分と言って手軽にできるような印象を与えていますが、これは明らかにミスリードではないのでしょうか。学校における集団での洗口を考えた場合、現在、幼稚園等で行っている作業工程に、洗口後の健康観察の時間も含まれますと、洗口時間や水道栓などの状況にもよりますが、実際には1クラス40分以上かかると想定されます。クラスの全員が安全であると確認できるまでに1授業時間相当を要します。うがいをしている時間は1分かもしれませんが、その1分のために多大な時間と手間がかかることを御理解ください。今、働き方改革は待ったなしと言われ、行事をゼロベースで考えている中、この時間を新たに付加することは学校現場では非常に難しいです。

次に、フッ化物洗口ガイドライン。現在、幼稚園等で使用しているミラノールのホームページにある、医薬品インタビューフォームには、フッ化物洗口を行った後は、洗口液を十分に吐き出し、30分間はうがいや飲料水をとらないようにすることとあります。今、フッ化物洗口を行っている他府県の学校での事例として、洗口直後の子供たちは、洗口液が口に合わないというか、にがいというふうに言っている子供もいますけれども、その口に合わないことから、たくさんの唾とかが出る子供がいるようで、その唾を、例えば、コップに吐き出したりとか、授業時間であっても水道場まで吐き出しに行ったりと、落ちついて授業が受けられない子供が出てきています。また、特に夏場などの熱中症対策として、運動前にも水分摂取しようということを言っているんですけども、その水分摂取にも支障が出てきます。

これでは、フッ化物洗口によって子供たちの学習権が侵害されたり、別の意味での健康被害が発生したりすることになりかねません。洗口時間はこのようなことにも配慮して設定しなければなりません。当然そのような時間帯は、朝であろうと、昼であろうと、学校にはありません。

また、フッ化物を使用した虫歯予防は医療であって教育では決してありません。人的

にも、時間的にも、集団の安全管理が行き届かない状況で洗口を行い、もしも誤飲した場合の処置や責任の所在、学校職員が希釈にかかわると仮定した場合に想定される事故の責任を学校や教員が負わなければならないのでしょうか。

学校での集団フッ化物洗口について、文科省や厚労省が推進しているわけではありません。ミラノールのホームページを読んでも、中毒症状、副作用の発現の可能性、斑状歯の発現などに触れているにもかかわらず、本来は、使用成績の調査等の副作用の発現頻度が明確となる調査をしていない、実施していないなどの表現があり、学校という場でこの薬剤を使用し続けてよいのだろうか不安な気持ちになります。フッ素の毒性を考えると、学校から排出されるフッ化物の環境汚染もとても気になります。

以上のように、働き方改革、多忙化対策の観点、子供の学習権という観点、学校は教育の場であり医療の場ではないという観点など、さまざまな観点から学校におけるフッ化物洗口は不適切であり、導入すべきではないと考えています。教育委員会としてさまざまな角度から検証していただきたいと思います。

私からは以上です。

(組) ○○小学校の○○です。私のほうからもう一つお話があります。検診、健康診断関係について2つ発言させていただきます。

1つ目は色覚検査についてです。色覚検査が廃止され、廃止に至る経緯も御存じのことと思います。にもかかわらず、現在、神戸市では眼科保健調査の4年生版に「職業、進路選択に当たり、自分自身の色の見え方を知っておくためにも」という保護者の不安をあおるような一文があるために、結局はほとんどの児童が希望し、検査を受けている現状があります。遺伝というデリケートな問題であることや、就職や進路という子供たちの人生の大きな岐路にかかわる大切な問題に直接影響を及ぼすような検査なので、養護教諭がスクリーニングをするのではなく、眼科医が直接検査をして受診の有無の判断をしていただきますよう要望いたします。

大規模校は別として、眼科検診は、健康診断の中でも比較的短時間で済む検査であると思いますので、眼科検診時に眼科校医による色覚検査を組み込むことは可能ではないかと思います。また、他都市では、希望者が直接眼科を訪れ、検査をしているところもあります。いま一度、実施の有無や方法についてお考えいただけたらと思います。

次に、側わん症検診についてです。毎年、二次検診の対象者が多く、引率が大変という声をいっぱい聞いております。日程的に近隣校が無理な場合は、人数が一定数以上の場合、複数の教師で20人から30人を、バス、電車を乗り継いで、遠方の学校に連れて行くこととなります。また、小規模校では引率教諭の確保ができず、長い道のりを養護教諭一人で引率している場合も少なくありません。緊急タクシーを利用できるのですが、たくさんの児童を引率する場合、結局、何万とタクシー代がかかり、予算面で使用できない学校もあります。公共機関も手薄な時間帯ですので、受付時間間に合わせるために、給食のやりくりをするなど、いつも慌ただしく学校を出発する

ことになります。また、検診が終わった後も、1時間以上待たないとバスに乗ることができないところもあります。また、帰校が16時30分、そこから自宅に帰ると17時を過ぎるというような事態になっています。児童の安全面を考えると、保護者による引率をお願いしたいです。さらに、モアレの精度を高め、対象者をもっと絞れるようにすることと、歩いて行ける程度に会場校をもっとふやし、負担を軽減してほしいと思います。

以上です。

(組) たくさん要望いたしましたでしたが、回答をお願いいたします。

(市) いろいろと御意見賜りましてありがとうございます。ほんとに先生方のほうは、いろんな意見をいただいて、改善すべきところは改善していくということで、いつもいろんな意見をいただいたことで、はっと私も気づかされ、教えていただき、直せるところは直していきたいというスタンスではやっていますので、これにもかかわらず、ほかにもあれば、いつでも言ってきてください。それはもうお願いです。私からのお願いでございます。

そしたら、最初に検診器具のところ、お話がありましたので、お話しさせていただきます。皆さんも御存じのように、29年度から生徒数1,100人以上のところに対しては業者委託。児童生徒数が1,100人に満たない学校は、28年度からオートクレーブということで、導入を段階的に入れていっているというふうな状況です。こちらのほうの市教委としましては、やはり少ない学校もオートクレーブを入れて、やはり検診業務を軽減したいというところを考えております。

オートクレーブ導入校に関しては、先ほど〇〇先生も言っていただいたように、やはり業務を軽減されたということも聞いておりますので。入っていった段階で、業者委託とどうしていくのかということも、また、それもそれで検証させていただきたいなと思っていますので、またいろんな御意見を賜りながら、一緒になって考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいなと思っています。

それから、次が、就学時健診のところです。就学時健診、確かに学校のほうでしていただいているということもあるのですが、就学時健診自体は、法律上のことでありまして、やはり子供たちに、入学する前に学校ですというのがやはり大事ななという形で思っております。新1年生を迎えるためには、学校行事の位置づけということで、皆様方のほうで、全教職員のほうで実施していただいているものだとということで認識はしています。それと、子供たちにとっても、新1年生にとっても、学校に行くんだということで、やはり、それとか保護者にとってもそうなんですけども、やはり学校で実施していただけるということは非常にありがたいというふうな御意見も賜っています。また、学校によっては、4年生の子供であったり、5年生の子供が手を引いて、今度来るんだよというふうな就学時健診をやっているところについては、非常に、お姉ちゃん、お兄ちゃんが、ここなんだなというふうなこともあって非常にありがたいというふうなお声も聞いています。だから、そういったことも含めて、やっぱり学校現場でするのが、やっぱりいいのではないかという形で思っております。

す。

それ以外にやはり我々は軽減できるものは何かということで、軽減すべきものは軽減したいということもあったので、先ほど言っていたように、保健所さんのチラシ、学校で就学時健診に配ってましたけども、それは保護者に通知しようということで、今年度から変えさせていただいております。ですから、そういった面で、何か業務軽減できるものがあるのであれば、これをやってもらったら楽なのにといいことであれば、言っていて、少しでも軽減できるような形でさせていただきますが、何ぶんにも、やはり学校とする意義というのは、新1年生にとっても有意義なものだという形で思っていますので、引き続きそれをお願いしたいなという形で思っております。

それから、次がフッ化物洗口についてです。〇〇先生がおっしゃっていただいたように、保健所は1分でできるというお言葉、確かに言っておられますが、私は決してそんなことではないという形で思っています。〇〇先生とも同じように、たかだか1分という言葉、結構、保健所さんは使われるのですが、そういうことは思っていないので、そこについては同じ思いだということは認識しておりますので。ただ、保健福祉局策定の、もう皆様も御存じのように、健康づくりプランの中に、学校でのフッ化物洗口の実施について調査検討するという文言が入っております。そういったところから、昨年度から今年にかけて、我々のほうもやはり調査検討しないといけないところになっておまして、京都市に行かせていただきました。

京都市は全校実施しております。それから大阪市のほうにも行かせていただいて、大阪市はフッ化物塗布をやっておられます。それから熊本市。新潟市もやっている、新潟市は行けなかったのですが、熊本市もフッ化物洗口やっているという形で、そういった他都市調査もさせていただきながらという形で考えさせていただいているところ です。

また、それだけではなくて、校長会、歯科医師会、保健福祉局、これは保健所ですね、で、教育委員会の4者で協議をさせていただいて話し合いの場を持たせていただいてという形で、校長先生から、やっぱり教職員の多忙化という形であるとか、時間時数がいっぱいだというようなお話もきちんとしていただいて議論をさせていただいたところではあるんです。ただ、済みません、市民の代表である市会議員複数から、やはりフッ化物洗口の導入を検討すべきだという指摘を受けているのも事実ございます。そんな中で、どうしていくのかということもあり、他都市の状況を、先ほど伝えたような状況も踏まえて、教職員ではなくて、外部人材を活用することによって、そういうことができないのだろうかとか、フッ化物洗口ではなく、二、三回でフッ化物洗口と同じような効力があると言われているフッ化物塗布というものはできないかというふうなことも検討する必要があるのではないかなということでも我々考えている次第です。ですから、まだこれからいろんな意見を踏まえて考えていきたいというところではございます。

それから、色覚検査の件です。確かに定期健康診断から色覚検診は削除されました。

ただ、文科省から、かなり毎年のように言われています。我々への、行政への説明会なのですが、そういったところで必ず色覚検査については言われていまして、保護者の同意を得て検査を行うなど、適切な対応を行うようにしてくださいねということで、資料だけではなく、口頭でも説明を受けるというふうな形になっています。やはり、それはなぜかという、子供たちが将来就業できないというふうなこともなっていくので、やはり色覚の検査をしていただいて、やはり適正な年齢でそういったものをするというのが大事という形で言われています。

やはり色覚というのは、男の子で5%、女子で0.2%。ですから、40人クラスでいうと2人いると言われています。やはりそれだけの子供たちがいるという形を言われている中で、やはりこういった検査することによって漏れている子供がないようにというのを相当言われています。先ほど眼科医ということも言われましたけども、眼科でも色覚検査するのかなっていったら、それは看護師さんとか眼科医がするわけではないのです。ということもあって、眼科医が色覚検査の、石原色覚ですね、冊子ですね、そういった形ではしていないという形になってますし、やはり言っていたように、眼科検診で1人ずつというのはちょっと時間的にも難しいのかなという形で思っている次第でございます。

それから、側わん検診の件でございます。側わん検診というのは、そもそも一番最初に内科医が見て、その後、神戸のやり方では、内科医ではやっぱり専門職ではないのでということで、モアレ検診をやりまして、脊柱側わんを診ていく。その後、整形外科の、特に神戸市で権威ある先生が診ていただいているという形になっているのが脊柱側わんの検査になっています。

複数職員がいるということも確かにわかっている、我々も大変御迷惑かけているというのはわかっておりまして、それと、あと人数が確かに増えているんですね。平成30年度から検査器具、モアレ検診の器具が変わったのです。それによって、子供たちが引っかかる人数がふえているというのは確かにございます。そんな中で、予防医学協会さんともお話をさせていただいて、話し合いをさせていただいておりまして、やはり精密な機器になったということから引っかかる子供の数がふえたということと、きちんと起立できない子供が多くなってきているということもあって、やはりそういったところをきちんと起立してモアレ検診をするんですけど、そこが少しでもということで、今年度はやっぱり若干減ったんですね、引っかかる子供たちが。確かに30年はがっつとふえたんですけども、少し、若干減ったということで、少しでも精密度を上げるというところは予防医学協会さんとお話をしながら、そういう形を。子供がきちんと検査できてないのだったら、きちんとするようにしましょうとかいう形で詰めていけるのかなという形は思いますが。

ただ、脊柱側わん検診でいうように、やはり子供たちの脊柱側わんって、あつという間に進行しますので、そこを引っかけていくということが大事かなという形で思っています。やっぱり子供たちが早期発見して、脊柱をきちんと直していくというのは大事なことなので、これがなかなか難しいというところあるんですけども、やっぱり

先生方の協力なくしてはできないのかなという形で思っておりまして、引き続きよろしくお願ひしたいなというのは思っているところです。

以上が御回答になります。漏れてるのはないでしょうか。大丈夫でしょうか。はい。

(組) ありがとうございます。ただいまの回答に対して発言ありますでしょうか。

(組) ○○小学校の○○です。脊柱側彎検診なんですけれども、今年度、私、たまたま同じ会場校ですごく大変そうにしている学校を見かけたんですが。その学校は、校医さんもしっかり上げてらっしゃる、人数をとということで、1台のバスでは来ることができず。まず40人ぐらい連れて、1回教職員と学校に来て、またそのバスは戻って、次の子供たちをまた入れて、また40人以上を連れてきてということで、全部で90人弱の子供たちを5人の教師で連れてくるということをされていました。非常に待っている時間も長いですし、子供たちの管理も非常に大変そうでした。

一番大変なのは、やはり教職員の体制は学校で皆さん協力しながらやれても、バスのお金とかですね、先ほども上げましたが、タクシーとかでも何万というお金が校費から出るということで、子供のために必要な検診であり、しっかり見てもらって、異常があるかないかというのをするってことは非常に大事なのはわかるんですけども、そこら辺のところ、学校によっては非常に負担が大きくなっているところをまたお知りいただいて、校費負担のところを助けていただくようなこととかも検討していただけたらと思います。

(市) こちらのほう、学校運営費から出ているという。

(組) そうですね。

(市) この学校運営費が足りないということでしょうか。

(組) 足りない、学校運営費が足らなくなる。今の時点では足りないことはないですよ。そこに当てるべきものではなく、ほかに子供たちのためにもっと回していきたいというところだと思いますけど。

(市) もともと、そういった校費も学校運営費から運営しましょうというところになっているので、そこがもし何らかの形で、それも使い、何かもっと緊急度の高いもの。やっぱり子供の健康を守るのが大事なので、それ以上のものが出てきたということであれば、お話し合いを一緒にしてくださいというんだったら、お話しは、経営支援課のほうには交渉、こういった事情があったので学校さん苦労しているんでということは、言うことは全然、私たちも一緒に言います

(組) わかりました。

(市) そのときは言ってください。

(組) すみません。ちょっと何点か確認なんですけれども、まず、検診器具のところ、先ほどは、まずオートクレーブのほう全校に入れるというふうにおっしゃって、その後に、検診器具の業者委託については、また考えるというふうにおっしゃったんですよ。オートクレーブをまず全部入れてから。

(市) 検証。全部というか、あと大分まだ入ってないところもあるので、そういったことまで。



- (組) 一旦考えてから。
- (市) まだ、入っていないところがあるので、入れさせていただいて、検証はしていく。絶対入れるとは限りませんが、検証はします。
- (組) 業者委託について。
- (市) いや、えっと。
- (組) オートクレーブについてですよね。オートクレーブの全校配置した後に、業者委託のほうの検証をしていただけるということですか。
- (市) それは全ての検査についての、いろんな。オートクレーブもそうですし、業者委託も、どれが一番ベストなのかということも含め、それは入れるというわけじゃなくて検証はしていきます。
- (組) 検証はしていただける。
- (市) はい、検証はしていきます。
- (組) 例えば、現場のほうにアンケートをとって、実際オートクレーブのほうか。例えばですよ、時間どうでしたかみたいなことを聞いてくださったりもするということですか。
- (市) アンケートとるとは、ちょっとわからない。そこはわかりませんが、代表の、例えば養護教育研究会の先生方とお話をするとか、そういうのもあるかもしれませんが、御意見を別にここでとめるわけではないので、いろんな場を通じて、チャンネルを通じて、どうですかという話し合いは聞かせていただいて。で、何が一番ベストなのか。ほんで、ベストはできないけどもベターなのかというのは、いろいろ、お金のこともあるので、それは考えられる余地はあるのかなという形で、はい。だから決して、全て全部入れるとも言えないし、何とも言えないですけどね。
- (組) じゃあ、オートクレーブの検証については、働き方改革にかかわるところなんで、組合のほうからもいろいろ、まだまだ意見。検証についても意見言わせていただけるということでもよろしいですね。
- (市) それは全然、はい、言ってもらっても構いませんので。
- (組) それから、フッ化物洗口のことなんですけれども、先ほど言ってらっしゃった、京都とか熊本のほうは、もうほんとにトップダウンで下りてきてる形で、現場の意見を余り聞かなかったというふうに聞いています。そういう意味では、神戸市さんの健康教育課さんのほうは、ほんとにいろいろと私たち対応のほうもしていただいて、ほんとに助かっております。現場のほうも、本当に事情のほうもよくわかっていただいてますし。市議員ってさっきおっしゃったんですけども、その方たちが、例えば、何か入れなさい、入れてよみたいなことを言ってきた場合に、健康教育課さんとしてはどういう。直接答えたりということでもいいんですか。
- (市) もう答弁はしています。教育長のほうは、いろんな会派から言われてますので、そういう形で答弁は回答しております。
- (組) で、どういうふうな内容で回答してくださってるんでしょうか。
- (市) 今、先ほど言ったように、先生方の多忙というところもわかっていますので、ほかの

外部人材を使うことができないかということで。それで、どういった形をできるのかというのを踏まえて、それはもう検証しますということと。あと、先ほど言った、塗布だと年二、三回なんで、そういった形で、洗口は毎週なので。そういった回数が減らすというふうなことができないかということも含めて、我々は考えていきたいということの答弁を教育長はしています。

(組) その中身は、何か今お話をお伺いしていましたら、学校メンバーで塗布するとかということも含まれてるのかなというふうに聞こえるのですけれども、学校以外の医院とか公民館とか、ちょっと場所はわからないんですけども、学校以外の場所も含めて考えていただけるんですか。

(市) 学校以外のことは、我々は考えられないですね、公民館でやるのは。教育委員会の管轄外なので。

(組) じゃあ、仮定で考えていただくと。

(市) それは保健所さんと公民館の所管の人たちが考えるべきであって、我々は、今言われてるのは、学校でできないですかという話になっています。だから公民館でしてくださいという話は我々のところには来ないです。もし、そういう思いがあるんだったら、その公民館の所管のところに話が出ていくことであって。

(組) じゃあ、学校現場で行いました場合に、私が最後のほうで申し上げた、フッ化物そのものが劇薬なので、それをぺっと吐いた。まあ言うたら、洗口液をたくさん吐いたら、そこに集中して洗口液が集まって、何ていうのか、濃い洗口液になった物を流すことが環境汚染になるんじゃないとか、そういうふうなことも言われてますので、そういうところもきちんと、ほんとに検証していただきたいと思います。ほんとに学校からそういう環境汚染にかかわるようなものを流し出していいのかとか、そういうことも含めて考えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(市) それに関しては、もうフッ素というのを溶いた段階ではもう劇薬ではなくなっているという形の。今、実際に幼稚園でもやっていますので、それについては劇薬にはならないですね。誤飲したとしても、1回誤飲しただけでは大丈夫ですと。

(組) ちょっとその話になると長くなるので、ここでは控えさせていただきますけれども、いろいろな論文とかも出てますし、情報もいろいろお話しすることもできますので、また検証していただけたらと思います。

(市) はい。

(組) よろしいでしょうか。済みません。最後に、私のほうから確認とお願いをさせていただきます。

検診器具の業者委託については、オートクレーブ導入を、検証するという事だったので、先ほど〇〇のほうも言いましたが、やはり限界もあるということですので、さまざまな観点から検証していただいて、我々の要望としては、業者委託を増やしていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。また、フッ化物洗口については、先ほどいろいろな考えをおっしゃっていただきました、外部人材を活用できないかというようなお話もありました。やはり我々、今回の

働き方改革等々の点からいくと、やはり学校教職員がかかわらないという形を、まず第一に考えていただきたいと思います。その点については強く要望をいたします。ほんとに学校、教職員がかかわらない形で、そこをまず検討いただいて、というところをまず第一に。そこがまず一番になるかな。もちろん、ほかにも、先ほどいろんな意見がある部分での検証、観点からの検証をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

(市) ありがとうございました。

(市) 失礼します。

(市) 教科指導課担当課長の〇〇と申します。主に小学校を担当しております。

(市) 同じく教科指導課担当課長の〇〇でございます。主に中学校のほうを担当させていただいております。

以上でございます。

(組) ありがとうございます。本日はお忙しい中、神戸教組養護教員部対市交渉の時間を設定していただき、ありがとうございます。神戸教組書記長の〇〇です。どうぞよろしく申し上げます。早速ですが、発言に移らせていただきます。申し上げます。

(組) はい。〇〇中学校の〇〇と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

私のほうからは、中学校の宿泊行事での養護教員の扱いについて発言させていただきます。

中学校では、年度初めの多忙な1学期に、生徒の個人の健康情報の把握やアレルギー疾患への対応、健康診断の業務。そこへ合間を縫うように、3学年の宿泊行事への引率等があります。特に、宿泊行事においては、事前の健康調査、宿泊先へのアレルギー一食への対応、緊急時対応の準備、事前健康診断、そして当日の宿泊業務。これが3回繰り返されるとなると、これを乗り切れるかという不安と重責で、精神的にも身体的にも非常な過酷な状況が続いております。

宿泊行事においては、養護教員が引率に同行している場合、学校に残している生徒たちは保健室が利用できないという大きなリスクを背負わせてしまっております。また、教職員は、そのとき、緊急時対応が起きた場合、研修は重ねておりますけれども、3回の宿泊行事に養護教諭が行っているとなりますと、保健室をあける日数もふえてまいりまして、学校にいる教員がその緊急時の対応に当たらなければなりません。この状態をやはり解消しなければならないと考えます。また引率する生徒たちや、学校に残している生徒の安全の担保もなかなかできないと、養護教員部のアンケートからも多くの声が上げられています。

アンケートの中の養護教員の声をお聞きいただきたいと思います。養護教諭が引率につくことを、学年が望んでいるため、救護員の役割を依頼しにくい。未就学の子供を育てながら、代理派遣制度も利用できず、なかなか、家族のほうに頼むなどやりくりをしているが、3回の宿泊は、家族にとって非常に大きな負担をしいている。学校運営費での支出に対して、学校での理解が得られず、また管理職が活用を望んでいな

かった。養護教員が引率するか、また救護員を雇うのかを選択できるようになればいいのではないか。小学校の自然学校のように、例えば、修学旅行は養護教諭が、野外活動は救護員が引率すると、学校裁量で決めるのではなくて、委員会のほうで設定していただければいいのではないか。などの声が上がっています。

特に中学校では、こちらの制度、とてもすばらしい制度なんですけれども、制度があることを知らなかったりとか、校内の運営費から費用を賄わなければならなかったりするような現状から、なかなか活用ができてない学校が多くあります。全ての養護教員の支えとなる心強い制度です。この状況を御理解いただき、学校で救護員が必要であると判断された場合、または養護教員が自ら希望があった場合には、ぜひ救護員の雇い上げを確実にできるようにすること。そして、この制度を積極的に活用していくことを望みます。

養護教員の負担軽減と、全ての生徒の安全を考えた宿泊行事の運営のために、管理職への周知を徹底していただき、救護員制度の活用を広く浸透していただきますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。回答をお願いします。

(市) 救護員制度が、まだまだ重々周知されてないというふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。小学校につきましては、これは、自然学校授業については県の予算で行っておりますので、救護員については重々行われています。修学旅行等も、これは救護員制度ございまして、運営費で賄うことはできるようになっています。学校判断でということになるのですけども。そのあたり、中学校で重々周知されていないという今のお話ですので、校長会等で重々周知していきたいなというふうに思っています。

今年度からスポーツ体育課なくなりまして、野外活動、宿泊行事が全て教科指導課に来ておりますので、私たちこの場に來させていただいたところではあるんですが、教科指導課の予算の中で、救護員をいうのは難しい状況ではあります。ただ、運営費の中で、この制度を使っただき、養護の先生方の負担を少しでも減らすようなことについては、校長会に周知させていただきまして、少しでも、ほんと負担がなく、当然子供たちのためにもなりますし、養護の先生方の負担も減る、不安も減るというふうなことです。そのあたりは必ず周知させていただきます。

何かあれば。

(市) ほんとに私も中学校いきましたけれども、アレルギーの子に、食事を気をつけるという1点にしても、当日来ていただくということ以外の部分でも御負担いただいているところですので、せっかくこういういい制度があるというふうなことを、そのように受け取っていただいている中、なかなか、まだまだ周知してない部分があるのであります。ちょっとそこは私たちのほうで頑張って、校長先生通じて、ほかの先生方への周知等をしていけたらなとは思っております。

(市) 宿泊日数の問題ではないんですね。宿泊回数の問題になってるんですね、きっと。3回、どん、どん、どんと立て続けに來ちゃうというところですよ。

- (組) そうですね。その3つの宿泊の期間が。
- (市) 詰まっていたりということですよ。
- (組) 詰まってるということも非常に課題として上げられているので、そこについては、なるべく、少し期間をあけてということもありますし。また、ほんとに、なかなか学校の中で、この救護員制度というものが。
- (市) 御理解いただいてないということですよ。
- (組) なかなか、はい。養護教諭のほうも、わかってはいるけれども、やはり校内での。
- (市) 言い出しにくい。
- (組) はい。そういう空気がやはり少しあるようです。十分、管理職の先生方に理解いただければ、養護教員のほうも申し出やすかったりとか。やっぱり残してる生徒のことも不安になりながら宿泊に行くということも非常に心配事です。それで、管理職の先生に、ぜひ、取りやすい形であったり、広く周知いただけることが助かります。
- (市) 宿泊日数につきましては、これまだ確定ではないんですけども、今、教員の多忙化対策、業務改善ということで、中学校については1、2年生の間に合計2泊というふうな方針を考えられているようです。ですので、それが2泊ですから、1年生で1泊2日、2年生で1泊2日という取り方をする学校もあるでしょうし、もしかしたら1年生で2泊3日行って、2年生なしとか。そういうふうな感じで、子供たちのために一番なるように、プラス先生方の負担が少しでも減るよということ事務局としても考えているところですので、またそれも改めて連絡させていただくことになると思いますけれども。
- (組) 実際に、本校でも、今年中学2年生の2泊3日が1泊2日になりました。そのような、宿泊日数が減ることによっても、ほんとに、学校でも、養護教員でも、非常に軽減されたなと思っております。その軽減された中でも、充実したものをつくろうと、学校の中でも、学年もしておりますので、ぜひ、ほんとにありがたいなと思っております。
- (組) 1点いいですか。執行部の養護教育担当〇〇と申します。今回の養護教員部のアンケートの中でも、このお話しするに当たって出ていたのは、養護教諭が引率行っている場合。例えば、中学籍としても、現状、3学年とも養護教諭の引率が多くて。ある時期に重なってるとなると、かなりの期間を養護教諭、学校を不在にして行くと。で、行かれてる養護教員の方も、すごく学校のことを気にしながら引率業務についておられる中で、養護教員が野外活動等に行っている間に、残ってる学校に救護員をつけることができる。やっぱり、その合間の学校のこってなると、安全面考えると、多分、校長先生方も知っていても、恐らく、そういう意識があれば、この制度活用したほうがいいのかと。もちろん、学校運営費から引かれるにしても、やっぱり残ってる子供たちのほうが数的には多いわけですから。だから、そういう意味で、トータル面のところで、やはり管理職の先生方に周知していただければありがたいです。
- やはり現場の先生方の声を聞いても、なかなか、一養護教諭のほうから声を上げるとするのは、やっぱり言いづらいと。管理職なり、それから学年総務、中学であれば学

年総務あたりがそういう認識に立って、お互いのことで、そういった話ができれば制度も活用しやすいというところもありますので。どうしても一養護教員の立場からでは言いづらいという雰囲気もあるということも御理解いただいて、そういったところから、今回の発言も、要求相談したのは、養護教員だけのことじゃなくて、学校全体のことで発言しようということで、今回も〇〇先生も発言していただいていますので、ぜひその声も校長先生にお伝えいただきますようよろしくお願いいたします。

(市) でも、小学校は自然学校があるということで、救護員制度がほんと浸透していますので。先ほどおっしゃられたように、養護教諭の方が修学旅行に行っている間、学校は不在になるので、救護員が学校にいるという学校も多々あります。それはもう小中の違いだと思うのですが。そのあたり、中学校まだまだ浸透されていないということでしたら、私どものほうで伝えますので。

(組) もう一度おさらいさせていただきたいのですけれども、重々わかってくださっていると  
思うのですけれども。〇〇小学校の〇〇と申します。

1学期の養護教員というのは、健康診断をまずこなさないといけないというのがありまして、私が今人数的には200人ちょっとしかいない学校ですけれども。200人いたら、ほぼ毎日じゃないですけど、検診をまずしないといけないのですね。500人以上になったら、ほんとに検診を入れていく日にちも大変なところに、宿泊が入ってくるということを、ほんとに重々御承知おきいただきたいと思います。なので、やはりこの制度を広く浸透させていただきたいと思いますので。

(市) はい、わかりました。

(組) その言い出しにくいというところも含んで、できれば管理職の先生のほうから言っただけのようなことがあったらすごくありがたいと思うのですが、よろしくお願いいたします。

(市) はい。

(組) すみません、〇〇小学校〇〇です。同じことになるんですけど、多分、言い出しにくいというのが、浸透されてないというのものもあるけれども、浸透されても、まず、小学校のように学校に救護員さんを置けるんだということがわかったら、そこから浸透していくのではないかなと考えているので、そういう使い方があるんだということさらにつけ加えていただいたら、ちょっと管理職も入りがいいのではないかなというふうに思われます。だから、小学校がそういう使い方をたくさんしてることも話していただいたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(組) よろしいですか。ありがとうございます。特に管理職の立場からいくと、やはり養護教諭不在のところをどうするかというところを。

(市) そうですね。そちらが一番不安ですね、はっきり言って。

(組) はい。そこを救護員制度で埋められるというところを理解していただければ、もっともっと浸透していくのではないかなと考えておりますので、ぜひとも、先ほど回答いただいたように、周知徹底していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(市) はい。

(市) どうもありがとうございました。

(組) ありがとうございました。

(市) 失礼いたしました。教職員課長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市) 教職員課労務制度係長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

(市) 労務制度係の〇〇と申します。よろしくお願い致します。

(組) 神戸教組養護教員部の対市交渉、よろしくお願い致します。書記長の〇〇です。どうぞよろしくお願い致します。

では、養護教員部としては2点要求させていただきますので、よろしくお願い致します。

(組) すみません。では、私から執行部の養護教員部担当の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

現在、退職後に養護教諭が働こうと思いますと、再任用のフルタイム勤務しか選択肢がございません。アンケートによりますと、多くの養護教諭は、短時間勤務の再任用があれば定年後も働きたいという希望を持っています。フルタイムを望まないのは、責任の重圧や、健康診断の実施、それから宿泊行事に参加等の体方面に不安があるからだと考えられます。現状、再任用の短時間の枠を拡大することが難しいことは理解していますが、退職した養護教諭が短時間の補助に入るとか、他の教諭のような短時間労働選ぶことができますよう御検討をよろしくお願いいたします。

特に、繁忙期は、1人での業務負担が大きく、帰宅が21時以降、時間外月80時間超えの勤務をしている場合も数多く見受けられます。休日出勤をしないと、宿泊行事、健康診断をこなしていくことが難しい状況にもあります。その中で、経験のある先輩の養護教諭がサブで入ってくると心強く、仕事も分担でき、非常にありがたいのという声もアンケート等からは聞いています。

再任用とは別ですけれども、横浜市では、保健室登校や養護教諭による支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に、養護教諭有資格者を保健室支援員として、週に3回、今年度70校配置しているそうです。また、他の政令指定都市でも、繁忙期の事務補助や、新規採用養護教員が校外における初任者研修のため学校を不在にする場合、非常勤講師を配置するなど、柔軟な運用を行っているところもございます。このように、再任用以外でも、さまざまな形での任用を御検討いただければ幸いです。

現在、子供たちの相談や不登校生徒への対応等、養護教員に求められている役割は今まで以上に増大しています。そんな中、養護教員にとっての働き方改革となるような制度の構築も、何とぞよろしくお願いいたします。養護教諭のこれまでの経験を生かした働き方ができるような制度を、ぜひつくっていただければありがたいです。

私のほうからは以上です。

(組) 続けてお願いします。

(組) 〇〇小学校の〇〇と申します。私のほうからは、教職員の健康診断関係書類の作成についてお話しさせていただきます。

教職員生活習慣病検診、健康診断、等の名簿作成については、今年度より所轄が健康教育課から教職員課に移管されました。これまでの経緯から、やっと長年の私たちの要求が実現したと大いに喜んでいました。しかし、現状は所管が変わっただけで、何も変わっていない現状があります。名簿作成に当たり、アンケート結果から見ても、養護教諭が名簿の作成に当たっている例が多いことがあることがうかがえます。本来、教職員の健康管理に関することは管理職の責務であるはずですが、年度当初の学校園の会議でも、その旨は伝えておられると思いますが、さらなる徹底をぜひよろしくお願いいたします。また、校長先生は知っておられても、私たちに直接お話をくださるのが教頭先生ということがほとんどですので、教頭先生のほうにもきちんとそのことが伝わるように、どうぞよろしくお願いいたします。

最近では、さまざまな立場の方が学校で勤務されております。臨時的任用教諭が常勤なのか、非常勤なのか。非常勤で31時間なのか、23.5時間なのか。学ぶ力・生きる力向上支援員の方が、20時間以上なのか以下なのか。新規追加者は共済組合なのか、協会けんぽなのか。また、教職員の生年月日、健康保険証の情報について、養護教諭が知るゆえもありません。

私、大規模校時代の経験なんですけれども、年度当初、多忙な時期に、出退勤時間もばらばらの先生方の情報を調べるといのは、ほんとに何日もかかり。個人情報のため、名簿を回すというわけにもいかず、ほんとに苦労したことを覚えております。これらの情報は、現在、教職員課で管理されてると思います。名簿の作成については、現場の働き方改革の視点からも、この教職員課で行っていただきますようお願いしたい次第です。

次に、教職員の健康管理についてです。これらについても、管理職の職務であるはずですが、養護教諭は、管理職ではなく一職員です。同僚の重大な健康上での個人情報を知ってしまうというのは、とても怖いことです。私たちは、知ってしかるべきではないと思っております。さらに、個人の健康診断関係書類の保管については、個人情報に当たりますので、校長室の金庫で保管するように、校長会で再度徹底していただきたいと思っております。長年の訴えをぜひかなえていただきますよう、私からはよろしくお願いいたします。

(組) 以上です。終わります。

(市) それでは、今2点、御要望、御指摘を頂戴いたしましたので、それぞれにつきまして御回答させていただきます。

まず1点目でございます。いわゆる、定年後の働き方に関してということでございますが、御存じのとおり、非常勤ポストにつきましては、国から配当される加配定数のうち、内容に照らして、非常勤でもより多くの学校に配置したほうが学校運営に資すると考えられるものについては、分割して配置をしております。これ、一般の教諭の先生方については、再任用短時間勤務職員をこれらのポストに配置し、残りの非常勤ポストに非常勤講師の先生を配置するという形で運用を行っております。

ただ、御存じのとおり、養護教員の先生方につきましては、この分割した非常勤ポス



トに非常勤講師を配置するという方法が国において認められていないため、再任用短時間勤務希望の方の状況によっては、配置した非常勤ポストを埋められない可能性が出てまいります。また、養護教諭の先生方の加配定数というのは、一般の教諭の先生方の加配に比べて非常に少ないため、短時間勤務希望者数に見合ったポストが配置できないことも考えられます。こういった状況の中で、短時間勤務を認めるということは、かえって教員配置が不安定となって、学校現場に混乱が生じるということが懸念されるというのが実状でございます。

今、御指摘がございましたように、養護教諭の先生方が担っておられる責任の重大性なり、負担の軽減。特に、先ほどもお話出ました、繁忙期における補助といった点を考えますと、やはり、定年退職された方のお力をできるだけ活用するということは、非常に大事だということは私どもも認識しております。そういった、定年退職後の多様な働き方の実現という点において、この短時間ポストの必要性というのは十分に理解させていただいてるところでございます。今後も、この養護教諭の先生方の加配を非常勤ポストとして配置することの効果等も踏まえた上で、こういった形で学校現場に合った配置ができるか、そういったことを具体的に検討してまいりたいと考えてございます。

それから、2点目でございますが、健康診断にかかる名簿作成等の業務、あるいは管理職による作成、保管の必要性についての御指摘でございます。所属職員健康状態というのは、職務の遂行への配慮ともかかわるため、健康診断にかかる書類の作成や、受診後の対応につきましては、学校長に対して文書により依頼してるところでございます。また、書類の保管につきましても、プライバシーの保護に十分に留意して、原則として、金庫等の鍵がかかる場所に管理職が適切に保管するようにお願いしてるところでございます。

昨年度、校園長事務事業説明会におきましても、教職員の健康診断及び健康管理は管理職の責務であるということ十分に説明させていただいたところでございますが、先ほどお話にもありましたように、校園長だけでなく、教頭であるとか、ほかの先生方にもその周知が必要だという御指摘もございましたので、できるだけそういったことも浸透するような形で、引き続き周知を図ってまいりたいと考えてございます。ひとまず私からは以上でございます。

(組) 今の回答を受けて、お願いします。

(組) ○○中学校の○○と申します。本日はありがとうございます。

先ほど○○のほうから話がありましたが、名簿作成に当たっている養護教諭の割合ですけれども、組合のほうのアンケートによりますと、管理職が名簿作成を行っているのは24%。養護教員が行っているのは69%。そのほかは、事務職員がやってくれているということで、やはり、非常に、まだまだ名簿作成においては、7割近く養護教員が当たっているということがデータとして出ております。また、全般的に、教職員の健康診断において、健康診断の全ての管理も含めて、管理職が行っているかという質問に対しては、行っているが25%、行っていないという答えが75%ということ

で、養護教員の、やはり負担というか、実際に養護教員がやっているという実状がデータとして出ております。

ほんとに、本校ですけれども、私の校長とは、健康診断のことに話をしまして、実際に、校長のほうから、やはり非常に重要な個人情報を養護教員の先生にやっていた。また、事務職の先生にもそういうものをやってもらっているというのは非常に、まあ言ったら、自分がしなければいけないなということで理解してくださっておりますが、ほかの学校の管理職の先生の御意見とかお考えとかも、また違ったりする場合もありますので。やはり、ほんとに重要な個人情報の扱いについては、一職員の養護教員ではなく、管理職がやるということが、意識を高めていただければということをお願いしたいと思います。

また、名簿作成においては、今、スムープとかパソコンのほうで、入力、K I I Fのほうで入力とか、いろいろ作業ができるようになっておりますので。例えば、個人で申し込みをするとか、そういう形にはできないかという組合員のほうの意見とかも出ております。ほんとに手作業で行うという、非常に煩雑で時間もかかります。将来的に電子化されていくとか、そういう形で、個人の健康診断、個人で申し込む。そんなことができればいいなという意見も上がっております。どうぞよろしく願いいたします。

(組) ○○小学校の○○と申します。本日はありがとうございます。

今、○○が申しました電子化ということですが、ちなみに今年度から、大腸がん検診は個人で申し込みをすることになっておりまして。スムープで連絡があったときには、何かすばらしいと思って、よく文章を読んだところ、QRコードをスマホで読み取り、自分が対象だなというふうに思った先生で、なおかつ申し込みたいなと思った方は、個人で申し込みを、いつまでにしてくださいというような文章が来ておりました。スムープかK I I Fが渡ってない職員もおりますので、その職員に関しましては、私のほうがコピーしお配りをして、自分でやってねということをお伝えしたんですけれども、そういうことがやはり可能なんだなと思ひまして、またそういった電子化での、個人での申し込みということも検討いただけたらと思います。

以上です。

(組) ○○小学校の○○と申します。私の学校でも、今年、大腸がん検診はスムープで行い、個人で申し込む形になりました。名簿のほうも、自分のところに自分の番号があるので、すぐに一覧表もできるのではないかと思います。ぜひ検討していただきたいと思ひます。

(組) 最後に、私のほうからお願いします。退職後の再任用短時間をなかなか分けられないということもありましたけども、他都市の例では、やはり再任用の方を半分半分に雇用しているとも聞いておりますので、ぜひ、さまざまな角度から検討いただけたらと思います。何より教頭業務補助スタッフのように、市費で、何とかそういった事業が行われることを神戸教組としてはやはりお願いしたいなというふうに思っております。ぜひとも、ほんとに繁忙期の解消といった点で、何か手がないかということ考

えていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

(市) はい。今いろいろと御意見、御指摘を頂戴したところでございまして。特に、個人情報の取り扱いのお話に関しては、確かに、事務処理上の物理的な負担というのも大変かと思うんですけれども、個人情報という非常に繊細な情報。もし事故があったらという、その思いからする精神的な御負担も非常に重いものなんだろうなというふうに考えております。ちょっと私が、スムーズを介しての具体的な事務処理の流れというのが、済みません、詳しくは承知してないんですけれども。今おっしゃっていただいていたような形で、電子化であるとか、そういった、事務軽減なり事務改善がもし図れるということであれば、それは十分に私どもとしても研究をして、できるところから少しでも改善ができればなというふうに考えておりますので、またそういったところで、お知恵をお借りしたり、御相談をさせていただくということについてもよろしくお願ひしたいと想います。

また、書記長のほうからお話がございました点も、我々としても、思いとしては十分に共感する部分でもございますので。制度の枠組みだとか、予算の枠組みだとか、いろいろと制約はありますけれども、どういった改善ができるかということについては、引き続き、私どもとしても考えてまいりたいと思っております。

(組) ありがとうございます。

(市) ありがとうございます。